## 議案第59号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を 改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 髙 島 宗一郎

## 理由

この条例案を提出したのは、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び 運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定福祉型障がい児入所施設の職員配置の基準を改め る等の必要があるによる。

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を 改正する条例

福岡市指定障がい児入所施設等の人員,設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「看護師」を「看護職員(保健師,助産師,看護師又は准看護師をいう。)」に改め、同条第4項を削る。

第6条第6項を削る。

第47条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。